

健福第06-556-208号

平成16年3月10日

特定非営利活動法人
化学物質過敏症支援センター
理事長 横田 克巳 様

三重県知事 野呂昭彦



保健所についての要望書に対する回答について
時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
皆様方におかれましては、日頃都道府県行政にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、2004年1月19日付けで化学物質過敏症やいわゆるシックハウス症候群に関するご要望をいただきましたことについて、下記のとおりご回答申し上げます。

なお、保健所についてのご要望ということでしたが、ご要望が多岐にわたっておりましたので保健業務以外の部局の回答を含んでおりますことをご承知おきください。

記

1および9について

啓発については、対象が職員・県民にかかわらず、研修等は現在行っておりませんが、啓発用パンフレットを作成し配布しております。

2について

公共施設の空気環境測定は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき二月以内ごとに一回、定期的に測定しております。ただし、ホルムアルデヒドについては、同法施行規則第三条の二第四号に該当せず測定しておりません。県有建築物については、新築・改修工事後の室内濃度臨時測定を実施し、厚生労働省の指針値を超えていた場合には、安全を確認してから使用するようにしております。

禁煙や分煙などの受動喫煙対策は、平成15年5月から施行されました健康増進法の中で、学校、病院、官公庁、飲食店等、多数の人が利用する施設の管理者に受動喫煙を防止することに努めるよう規定されました。

3について

県教育委員会では、平成14年度に全県立学校で「ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物検査」を実施しました。しかしながら、検査方法がまだ確定していないこともあり、季節や条件により数値が大きく変動し、結果評価に至らない状況です。各市町村等立学校における検査の実施率は、平成15年11月1日現在、47.4%という状況ですが、今後計画的に各学校で検査を実施していく予定になっております。

4について

土木工事では、工事の実施に際し、地域住民の方々へ、その内容、工事工程等の説明を行い、工事に対してご理解を得たうえで工事に着手しております。その際、ご意見、ご要望をお聞きし必要な対策を行ったうえで工事を進めております。また、工事中におきましても、お寄せいただいたご意見等について検討を行い工事を実施しております。

建材に関しては、ホルムアルデヒドの放散量が最も少ないF☆☆☆☆の規格品を使用したり、カタログ等からホルムアルデヒド及びVOCの放散量の少ない製品を使用することに努めています。

5について

就労対策としては、求職者が、1ヶ月以内の期間で、従業員を募集中の事業所で実際に仕事を体験し、双方合意のうえで就職できるよう支援する「短期職場実践訓練事業」を実施しております。就職する前に事業所の状況を把握いただくことができるため、就労に適しているか否かを判断いただくことが可能となると考えますので、御活用いただけると考えております。

生活保護制度は、生活に困窮する人が、その利用し得る資産や稼働能力等を活用しても、なお最低限度の生活が維持できない場合に適用されるものです。そのため、保護の実施機関である福祉事務所において、生活に困窮している人からの相談に際して、他法他施策の充分な活用が図られるよう、必要な助言や援助を実施しております。また、保護の申請の意思がある人に対しては、円滑に申請が行われるよう周知しております。

6について

乳幼児検診、がん検診等の年齢別健康診断については、市町村で実施されているところであり、発症者の検診、受診時における対応策について市町村から具体的な相談があれば、技術的助言など可能な範囲で支援していきたいと考えています。

7について

化学物質過敏症の治療については、県内に専門の医療機関はありませんが、アレルギー科を標榜している5つの医療機関をはじめ、発現する症状の種類に応じて耳鼻科、皮膚科、内科等関連する診療科で対応されていると思われます。今後、国等の研究動向を踏まえ、大学、医師会、病院協会の協力を得て、化学物質過敏症対策について検討していきたいと考えております。

8について

農薬の住宅地等における使用については、農薬取締法第12条第1項の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第6条において、農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するよう努めなければならない旨規定されています。このような規定を踏まえ、県広報や農家の研修会を通じて啓発等を行っているところです。

野焼きについては、廃棄物処理法により、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないも

の、又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である一部のもの以外は禁止されていますので、違反行為に対しては市町村とも連携しながら厳正に対処するとともに、事業者、住民等への周知についても努めています。

以上